

## 令和3年第2回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年6月3日
2. 招集場所 広川町議会議事堂
3. 開 会 令和3年6月4日（午前9時30分）

### 4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
2番	丸山幸弘	9番	池尻浩一
3番	竹下英治	10番	原野利男
4番	栗原福裕	11番	梅本哲
5番	江藤美代子	12番	野田成幸
6番	水落龍彦		

### 5. 不応招議員

なし

### 6. 出席議員

応招議員に同じ

### 7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	谷口裕子
副町長	飯田潤一郎	福祉課長	郷田貴啓
教育長	富山拓二郎	建設課長	樋口信吾
政策調整課長	丸山英明	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	井上新五
総務課長兼庁舎建設推進室長兼 選挙管理委員会書記長	鹿田健	協働推進課長	萩尾勝昭
会計管理者兼 税務課長兼会計室長	前田武博	教育委員会事務局教育次長	中島孝
環境衛生課長	小松朋雄		

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局係長	丸山順子	書記	山下亮一
書記	丸山敏弘		

10. 議事日程

- 日程第1 報告第1号 令和2年度広川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第2 報告第2号 令和2年度広川町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第3 報告第3号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 日程第4 議案第25号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第26号 令和3年度広川町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第27号 令和3年度広川町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 決議第1号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議について
- 日程第8 決定第1号 議員派遣の件
- 日程第9 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について

---

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第2号のとおりであります。

日程第1 報告第1号

**○議長（野村泰也）**

日程第1．報告第1号 令和2年度広川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

皆さんおはようございます。報告第1号 令和2年度広川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

議案書1ページをお願いします。

報告第1号 令和2年度広川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議案書2ページ、3ページの計算書のとおり報告するものです。

2ページ、3ページをお願いいたします。

令和2年度に御承認いただきました繰越明許費、22事業、総額467,795千円のうち、令和2年度中に事業が完了した2款1項、PCB含有廃棄物処分委託124千円を除く21事業、総額347,114千円について、国県支出金201,615千円、地方債94,300千円、一般財源51,199千円を財源として繰越しを行いましたので、報告いたします。

議案書4ページから8ページに参考資料として予算科目の明細書をつけておりますので、併せて御覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第1号 令和2年度広川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、報告のみにとどめます。

**日程第2 報告第2号**

**○議長（野村泰也）**

日程第2．報告第2号 令和2年度広川町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

報告第2号 令和2年度広川町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

議案書9ページをお願いします。

報告第2号 令和2年度広川町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものです。

10ページをお願いします。

1款．資本的支出、1項．建設改良費、事業名、公共下水道事業（起工第12号広川東部第

53工区管渠布設工事)及び(久泉・北新代・智徳地区実施設計)につきまして、埋設物を回避するために設計変更等の必要が生じたことにより不測の日数が必要となったため、工事請負費及び委託費総額64,640千円を繰り越しましたので、報告いたします。

財源については、国県支出金28,960千円、企業債33,890千円、過年度分損益勘定留保資金1,790千円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

**○議長(野村泰也)**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(野村泰也)**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第2号 令和2年度広川町下水道事業会計予算繰越計算書の報告については、報告のみにとどめます。

**日程第3 報告第3号**

**○議長(野村泰也)**

日程第3. 報告第3号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長(渡邊元喜)**

報告第3号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告についてでございます。

議案書11ページをお願いします。

報告第3号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年5月18日に損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、その報告を行うものです。

議案書12ページの専決処分書により内容の説明をさせていただきます。

本件の概要につきましては、令和3年4月15日に広川町大字新代2366番地、有限会社松木石油店から借用した車両で補助的会計年度任用職員が各行政区への文書配達業務を行っていたところ、大字長延587番地8付近の側溝で脱輪し、借用した車両を損傷させたものです。

和解の要旨については、自動車賃貸借契約に基づいて、営業保証金5千円及び修繕費22,990円を損害賠償額として支払うこととしております。

なお、修繕費22,990円につきましては、免責補償に加入しておりますので、営業保証金が町の負担となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

**○議長(野村泰也)**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(野村泰也)**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第3号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告については、報告のみにとどめます。

#### 日程第4 議案第25号

##### ○議長（野村泰也）

日程第4. 議案第25号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

##### ○町長（渡邊元喜）

議案第25号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

議案第25号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ82,405千円を追加し、予算総額を8,862,998千円とするものです。

第2条 継続費の補正につきましては、予算書4ページに記載のとおり、2款1項、新庁舎等建設工事費について、電波障害に対応するための工事費が必要となったため、総額及び年度額の変更をお願いするものです。

第3条 地方債の補正につきましては、予算書5ページに記載のとおり、12. 舗装長寿命化修繕事業を新たに追加し、2. 庁舎建設事業ほか1事業につきまして、限度額の変更をお願いするものです。

予算書2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

15款2項. 国庫補助金83,344千円の増額につきましては、子ども・子育て支援交付金65千円、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金22,654千円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金11,391千円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金49,234千円を計上しております。

16款2項. 県補助金1,109千円の増額につきましては、福岡県緊急短期雇用創出事業交付金255千円、利用者支援事業費補助金65千円、学習指導員等配置事業補助金789千円を計上しております。

19款1項. 基金繰入金は、財政調整基金繰入金を18,948千円減額計上しております。

22款1項. 町債は、地方債の補正にて説明しました事業について16,900千円を増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

2款1項. 総務管理費、3款1項. 社会福祉費、7款2項. 道路橋梁費、9款1項. 教育総務費、5項. 社会教育費につきましては、国県支出金及び地方債による財源組替えを行っております。

2款1項. 総務管理費は、継続費の補正で説明した工事費など、庁舎建設事業費3,350千円を増額計上しております。

3款2項. 児童福祉費22,853千円の増額につきましては、子育て世代包括支援センター事

業のシステム改修委託料196千円、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に係る給付金及び事務経費として22,657千円を計上しております。

4款1項. 保健衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業11,391千円を増額計上しております。

6款1項. 商工費は、中小企業等支援金給付事業38,608千円を増額計上しております。

9款2項. 小学校費は、上広川小学校の給食室改修工事、校内LAN再設置工事及び中広川小学校の雨水揚水ポンプ更新工事費として、小学校施設管理費6,203千円を増額計上しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから、議案第25号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

## 日程第5 議案第26号

**○議長（野村泰也）**

日程第5. 議案第26号 令和3年度広川町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

議案第26号 令和3年度広川町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

議案第26号 令和3年度広川町水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算は、資本的収入を4,548千円増額し、資本的支出を6,688千円増額しまして、予算総額449,196千円とするものであります。

資本的収支では106,132千円の不足分が生じますが、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

予算書2ページをお願いします。

資本的収入の補正につきましては、県道三瀨上陽線の拡幅に伴う上水道管の移設に係る工

事負担金です。

また、資本的支出の補正につきましては、前に申しあげました上水道管の移設に伴う受託工事費になります。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第26号 令和3年度広川町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

## 日程第6 議案第27号

○議長（野村泰也）

日程第6. 議案第27号 令和3年度広川町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第27号 令和3年度広川町下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

議案第27号 令和3年度広川町下水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算は、収益的収入及び支出をそれぞれ1,250千円増額し、また、資本的収入及び支出をそれぞれ1,250千円減額し、予算総額を677,118千円とするものであります。

資本的収支では109,794千円の不足分が生じますが、当年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

予算書2ページをお願いします。

収益的収入及び支出です。

収益的収入の他会計補助金1,250千円の増額は、一般会計からの補助金の増額です。

収益的支出の総係費1,250千円の増額は、人件費の増額によるものです。

続きまして、3ページをお願いします。

資本的収入及び支出です。

資本的収入の他会計補助金1,250千円の減額は、一般会計からの補助金の減額です。

資本的支出の総係費1,250千円の減額は、人件費の減額によるものです。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第27号 令和3年度広川町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

## 日程第7 決議第1号

**○議長（野村泰也）**

日程第7. 決議第1号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。7番丸山修二君。

**○7番（丸山修二）**

7番丸山修二です。それでは、決議第1号につきまして提案の趣旨説明をいたします。

一昨年12月、中国・武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症は短期間で全世界に広がり、猛威を振るい、世界を震撼させております。

このような状況の中、我が国では昨年4月7日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき初の緊急事態宣言が発令され、本年1月には2回目、4月には3回目の緊急事態宣言が発令されております。

連日、コロナウイルス感染の報道が行われ、私たちを取り巻く生活環境は大きく変わり、私たちの生活や経済活動は制限を余儀なくされております。

本県においても3回の緊急事態宣言を受け、県民生活はもとより、特に検査、医療、救急搬送の現場は、これまでに経験したことがない危機に直面をしております。

全国的に、特に医療従事者がいわれなき偏見や差別を受けているとの不本意な報道がありますが、感染リスクにさらされながら、緊張が続く現場での医療従事者の方々は、自らの危険を顧みぬ献身的な努力をされております。

よって、広川町議会は、医療従事者をはじめ、新型コロナウイルス対策に携わっている全

ての人々に対し、最大限の敬意と感謝の意を表すとともに、その活動を全面的に力強く支える議会活動を展開していく決議でございます。そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

以上提案理由の説明を終わります。

議員の皆様におかれましては、御同意、御賛同くださいますようによろしくお願ひをいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから決議第1号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、決議第1号は原案のとおり可決されました。

## 日程第8 決定第1号

○議長（野村泰也）

日程第8. 決定第1号 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付しております議案書のとおり議員を派遣することにしたいと思ひます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣はお手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定いたしました。

## 日程第9 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（野村泰也）

日程第9. 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長、厚生文教常任委員長、議会運営委員長及び議会広報調査特別委員長から会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査について閉会中

の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

本定例会の会議に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。これをもって令和3年第2回広川町議会定例会を閉会いたします。

午前9時56分 閉会

以上、議会の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

議 長 野 村 泰 也

5 番 議 員 江 藤 美 代 子

11 番 議 員 梅 本 哲